

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>II-2-2 顧客情報の管理</p> <p>資金需要者等に関する情報については、当該情報が漏えいした場合に、それを無登録貸金業者が悪用するなど資金需要者等への影響が懸念されるため、その適切な取扱いについては、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「施行規則」という。）第10条の2、第10条の3及び第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく措置が確保される必要がある。</p> <p>貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>資金需要者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱いに関する社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u>特に、情報の当該貸金業者以外の者への伝達については、上記の法律、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p>	<p>II-2-2 <u>顧客等に関する情報管理態勢</u></p> <p>資金需要者等に関する情報については、当該情報が漏えいした場合に、それを無登録貸金業者が悪用するなど資金需要者等への影響が懸念されるため、その適切な取扱いについては、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「施行規則」という。）第10条の2、第10条の3及び第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく措置が確保される必要がある。</p> <p><u>また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</u></p> <p><u>さらに、貸金業者は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、貸金業者は、資金需要者等に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</u></p> <p>貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>法令等を踏まえた社内規則等の整備</u></p> <p><u>社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客等に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立（部門毎における適切なけん制の確保を含む。）等を具体的に定めているか。</u>特に、情報の当該貸金業者以外の者への伝達については、上記の法律、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>② <u>資金需要者等の情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、資金需要者等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>③ 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第 10 条の 2 に基づき、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p>イ. 保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置。</p> <p>ロ. 実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置。</p>	<p>② <u>法令等を踏まえた顧客等に関する情報管理に係る実施態勢の構築</u></p> <p>イ. <u>社内規則の周知・徹底</u> <u>役職員が社内規則等に基づき、適切に顧客等に関する情報の管理を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u></p> <p>ロ. <u>顧客等に関する情報管理態勢に係る着眼点</u></p> <p>a. <u>顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外の第三者が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化、営業所等の統廃合等を行う際の顧客等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。</u> <u>また、特定役職員に集中する権限等の分断や、幅広い権限等を有する役職員への管理・けん制の強化を図る等、不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</u></p> <p>b. <u>顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</u> <u>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。</u></p> <p>ハ. <u>個人情報保護に関する着眼点</u></p> <p>a. <u>個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第 10 条の 2 に基づき、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u> <u>(安全管理について必要かつ適切な措置)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置。 ・ 実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置。

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>(役職員の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>ハ. 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置。</p> <p>ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置。</p> <p>④ 個人である資金需要者等の人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>イ. 労働組合への加盟に関する情報。</p> <p>ロ. 民族に関する情報。</p> <p>ハ. 性生活に関する情報。</p> <p>⑤ 信用情報機関より提供を受けた個人信用情報について、返済能力の調査以外の目的で利用しないこと（注）を確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) 途上与信を行うために取得した個人信用情報を勧誘に二次利用した場合や個人信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合であっても、返済能力の調査以外の目的使用に該当することに留意する必要がある。</p> <p>(新設)</p>	<p>(役職員の監督について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置。 ・ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置。 <p>b. 個人である資金需要者等の人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>イ. 労働組合への加盟に関する情報。</p> <p>ロ. 民族に関する情報。</p> <p>ハ. 性生活に関する情報。</p> <p>c. 信用情報機関より提供を受けた個人信用情報について、返済能力の調査以外の目的で利用しないこと（注）を確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) 途上与信を行うために取得した個人信用情報を勧誘に二次利用した場合や個人信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合であっても、返済能力の調査以外の目的使用に該当することに留意する必要がある。</p> <p>d. <u>クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。</u> ・ <u>業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピューター画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。</u> ・ <u>独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に内部監査を行っているか。</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>⑥ <u>資金需要者等の情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への連絡、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の顧客情報の管理の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。</p> <p>（注）個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、金融庁において、個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な措置をとる場合があることに</p>	<p>削除</p> <p>二. <u>法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る着眼点</u></p> <p>a. <u>役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。</u></p> <p>b. <u>法人関係情報を入手し得る立場にある役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。</u></p> <p>③<u>内部管理部門等による実効性確保のための措置</u></p> <p><u>顧客等に関する情報管理について、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、情報セキュリティ管理の実効性が確保されているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の顧客等に関する情報管理態勢に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。</p> <p>（注）個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、金融庁において、</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
留意すること。	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な措置をとる場合があることに留意すること。
<p>Ⅱ－２－３ 外部委託</p> <p>貸金業者が貸金業の業務を第三者に委託（以下「外部委託」という。）するに際しては、施行規則第10条の5の規定に基づく措置を構築し、外部委託に伴う様々なリスクを的確に管理し、業務の適切な運営を確保する必要がある。</p> <p>貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 委託先の選定基準や外部委託リスクが顕在化したときの対応などを規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</p> <p>② 委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。</p> <p>③ 委託契約によっても当該貸金業者と資金需要者等との間の権利義務関係に変更がなく、資金需要者等に対しては、当該貸金業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。</p> <p>（注）外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。</p> <p>④ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、貸金業者は顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか。</p> <p>（新設）</p> <p>⑤ 個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。</p> <p>（新設）</p>	<p>⑤ <u>委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客等に関する情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。</u></p> <p>⑥</p> <p>⑦ <u>外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先におけ</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。</p>	<p><u>る業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。</u></p> <p>⑧ <u>外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。</u></p> <p>⑨ <u>外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。</u> <u>その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。</u> <u>さらに、アクセス権限を付与された本人以外の第三者が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。</u></p> <p>⑩ <u>二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して貸金業者自身による直接の監督を行っているか。</u></p> <p>⑪ 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。</p>